



社団法人 静岡県山林協会



“社会全体が支える豊かな森林づくり”を進めよう!



© 静岡県

■表紙写真 題名：ホラホラ!セッコクが咲いてるよ… 撮影場所：島田市千葉山 撮影者：小菅 久平氏（藤枝市）

INDEX

本誌はホームページでも掲載しております。是非ご覧下さい。URL : <http://www.moritohito.jp>

2 首長は語る(No.21)

皆の力で魅力あふれる磐田市に

3 支部だより①

FSC森林認証COC事業者が山に来た！

4 支部だより②

地場の木材を活用したぬくもりの空間

4 県庁だより①

公益法人制度改革について

6 県庁だより②

新しくなった林業振興課と経済産業振興ビジョン（仮称）の策定

7 森林・林業研究センターだより(No.69)

ナラ枯れ被害を県内に拡げないために

8 本部情報

山奥でひっそりと私たちを守る治山施設

8 事務局だより



この用紙は、間伐材を原料としております。

首はる 長語

No.21

皆の力で魅力あふれる磐田市に

磐田市長 渡 部 修



人材育成を第一に

市長に就任して11ヶ月経ちましたが、市政の運営は、会社経営と基本は同じで、「人材の育成なくして、いい組織体はあり得ない」と思っています。

人材を発掘し磨くという意味で、職員にはいろいろな投げかけをしています。例えば、耕作放棄地について、こんなことや、あんなことは出来ないかと。その結果、意欲のある職員には挑戦させてみて、責任は自分がとればいい。そんなふうに「人材の育成」を第一に掲げて、市政を運営しています。

二つ目は、今の税収入でも、基本的な市民サービスは、不安なく実行出来る体質をつくることです。そのためには、贅肉はそぎ落とすことです。

「環境の悪い時期に市長になったね」と言われますが、こういう時期に指揮を執れることを幸せに思っています。トップダウンで、スクラップ＆ビルドを2年でやりきる決意です。

原石の磐田市を磨こう！

私は、この地域は隣に大きな都市がある、生活も勤めも全て地域の中で完結していたような気がします。余りにも恵まれすぎて、他との比較が出来なく、地元の魅力を一番知らないのは、地元市民ではないかとも思います。

同様の話で、天平時代には、この地が政治文化の中心地でした。何でもある豊かな所だから、このような歴史も、

あまり顧みることがなかったのではないかでしょうか。

私は、磐田市は磨けば光る原石のままだと思います。磨き方いかんによっては、まだまだ大きな伸びしろが残っていると思います。

時代的にも、環境的にも恵まれた地域だから、意識しなくてもやってこれましたが、それを逆手にとって、磨いて、少しずつ市の魅力を増やしていくければ、磐田市の可能性を感じています。

働きかけで、風を流す

私たちが子供の頃には、どこにものどかな景色がありました。それを今から作るのは無理ですが、大切にする運動は出来ます。

例えば、「使っている水はどこから来ているのか」、「だから間伐が必要なんだ」、「だから農地を荒らしてはいけないんだ」ということを、どうやったら子どもたちに教えていけるのか、教育長と真剣に話し合っています。

先だっても、レンゲ畑が無くなったりので、ミツバチがいなくなり、イチゴ農家が困っているという話がありましたが、そんな時には、「耕作放棄地に少しレンゲを植えていただけませんか」と、あちこちに訴えて回ってもいいんだと思います。意気に感じる人たちは必ず地域にいますから。動いて下さる人がいれば風が流れます。



▲ボランティアによる海岸林への植樹

身近な里山から

磐田市は、森林面積も林業人口も少なく、山林というイメージがないだけに、どちらかというと里山や松林の方が皆さんには身近です。この里山から少しずつ森を広げていくような運動を進めることができます。

例えば、海岸部の人たちは松枯れと海岸の浸食に危機感を持っており、松林の植林を進めています。上流の森林地域の豊岡地区の人たちも松枯れ跡地に松を植樹しました。同じ市でも山間部や海岸部など地域によって問題点が異なりますが、このように、同じ市民として身近な問題を一緒に考えて、交流する運動をどのように進めていくかということです。一方で、そのような運動に対する感謝の念を、市長として直にお目にかかる、自分の言葉で表した感謝状を贈ることで、皆さんの少しでも励みになればと思っています。



▲海岸林整備ボランティア団体感謝状贈呈
足りないところは皆で

私は、基本的に田舎が好きですが、田舎には、「足りない」ところが沢山あります。でも、皆で自分の足元の足りないところをかわいがっていく運動が出来れば、磐田市は自然に、「おはよう」や「ありがとう」の声が飛び交うようなまちになると思います。

市民の要望の殆どは、「何が何でもやって欲しい」ではなく、「何とか工夫して、出来たらやって欲しい」という素朴なことのような気がします。

昔は、どこの家庭も自分のためだけでなく周りの人のためにも、打ち水をしていました。最低限のインフラ整備はやりますが、これからもっと力を入れなければいけないことは、「朝起きたら水をまいてみようか」、このような市民の運動の掘り起こしだと思います。

支部だより①

FSC森林認証COC事業者が山に来た! ～川根本町F-net大井川の今～

川根本町 産業課林業室 鈴木 浩之

町内林家の9軒と町で『FSC森林認証』を取得した川根本町からは、林業発展のためにも『FSC森林認証』を持つ森、『COC認証(製造・加工・流通における認証)』を持つ事業者、そして消費者との繋がりの重要性を紹介していただきました。

木材事業者が山に来ています

川根本町のFSC森林認証、グループ取得をしたF-net大井川。1月に加工流通認証事業者(COC認証)静岡市(有)コールさん(認証番号:SA-COC-002057)とその関係者の方々の訪問を受けました。そして、3月には神奈川県の堀内ウッドクラフトさん(認証番号:SA-COC-001377)がやってきました。藤枝市のひのき屋さん(認証番号:SA-COC-002036)は近いこともあって、よく来られます。

山の中ではいろいろな話をします。こちらからは森林管理や木材生産の苦労話、加工業者さんからは木材の質の注文や山の生活のことなど・・・。みなさん山の中で楽しんで帰られます。そして、優れたデザイン、機能を持った製品の製造、そして自然素材を前面に出した製品作りに精を出しています。

これらのことから、F-net大井川

のメンバーはCOC事業者への直納に取り組んでいます。これまで、生産材のほとんどを市場への出荷が占めていました。前年度から新しい取引先の求めに応じる木材生産を開始しました。

ここに、山側の変化がおきています。自分が生産した木材の最終形が見えてきたのです。このスギ、ヒノキは何になるかを意識した生産を始めました。伐採木の選択、山土場での仕分け、これまでよりは作業の手間がかかります。加えて、森林施業が森林環境へ及ぼす影響も考慮しなければなりません。契約価格と市場価格の比較検討も必要です。

そして、消費者の方も!

一方で、FSC森林認証の森に来たいという都市住民の要望も出てきました。森林だけでなく、山の恵みを提供していく準備もしていかなければなりません。「植える、刈る、伐る、

そして遊び、食べ、見る」ことができる地域に・・・。「水と森の番人」が迎える癒しの里を・・・。

当町には、FSC森林認証の森をはじめ、伝統的技術に支えられた広大な人工林、半自然林、国有林には原生林もあります。そして、銘茶川根茶、大井川沿いにはSLが走り汽笛がこだまします。寸又峡温泉、接岨峡温泉、数多くの吊橋、大井川、国指定重要無形民俗文化財徳山の盆踊り、神楽などなど・・・書ききれません。

森林は多くの可能性を秘めています。私たちはまだ気が付いていないのかもしれません。データに表れない、表すことができない感覚的なものも含めて。

山側も動く、考える

とにかく、新しい事業者が山に來た。このことは非常に大きなことです。ここから、製品の生産が始まります。それが商品となって、消費者の皆様の需要に繋がっていくでしょう。今、F-net大井川のメンバーは加工業者の方々、そして消費者の皆様の期待に応えられる原木生産、供給に乗り出しました。もちろん建材向けの生産、市場出荷も。

連携を実現する

その象徴的な木製品を富士山静岡空港に・・・。デザイン、技術を駆使して。どうぞ、富士山静岡空港からのフライトの際には、見ていただき、座っていただきたいと思います。(今回、写真は掲載しません。「百聞は一見に如かず」ですから。)



▲山土場で出荷予定の原木を確認する



▲生産現場で原木を確認する

支部だより②

地場の木材を活用したぬくもりの空間

河津町 産業振興課

今年2月に出来上がったばかりの河津桜観光交流館の紹介やこれから目指していく方向性を語っていただきました。

河津桜観光交流館の紹介

自然美あふれる河津町に新たな情報発信基地として、平成22年2月1日に河津桜観光交流館がオープンしました。

施設は100万人イベントである河津桜まつりの中心会場であり、木造2階建て（建築面積441.47m²、延床面積791.68m²）で、1階には観光協会の事務所が入り情報検索システムによる観光情報発信を行っています。



▲情報検索システム

物販コーナー（売り場面積148.74m²）は、お土産品コーナーや当町の主要農産物である温州みかんやポンカン、甘夏、ニューサマーオレンジなどの柑橘

類やカーネーション、バラ等の花卉類、山葵・しいたけ等の林産物の販売、生山葵は、鮮度を保つために真空パックにするなど販売農家の工夫もされています。また、それらの産物を利用したわさび漬やイチゴ、ブルーベリージャム等の加工品、干物等の海産物や河津バガテル公園のオリジナル商品等を販売しています。



▲かわづ花菖蒲園

2階には飲食コーナーと展示室を備えていて、桜まつり期間中はつるし雛が展示されました。

この施設の建築材には地場産の木材を利用し、床や柱等室内全体に木の香りとぬくもりが感じられる建物となっています。



▲観光協会事務室

河津桜観光交流館建設の目的

この施設は、農林水産業と商工観光業が協力し、自然、歴史、文化など特色のある地域資源の活用と農林水産物等の地産地消の推進、特産物販路拡大の推進による生産意欲の向上とともに観光交流人口の増加を目指したもので、指定管理者制度により河津町観光協会が運営しています。

当町の現状

当町は天城山を中心とする優れた森林環境と白砂青松の海岸美をもとに温泉と花を生かした観光を柱に町づくりを進めており、河津桜まつりは伊豆の一大イベントに成長いたしましたが、高齢化による就業可能人口の減少や、長引く景気低迷とデフレ経済のなかで厳しい状況が続いている。

河津桜観光交流館の目指すもの

今後は、農商工の協力の基に、この河津桜観光交流館を基地として、「自然とのふれあい」、「地域の人々との交流の場」として「活力ある地域」を目指していきたいと考えています。

県庁だより①

公益法人制度改革について

県交通基盤部 森林局 森林計画課

当協会は、現在『公益法人制度改革』への対応準備を進めておりますが、県森林計画課よりその制度の概要を解説していただきました。

はじめに

平成20年12月1日に公益法人制度改革三法が施行され、既に新しい公益法人制度が始まっています。現行の公益法人は、関連三法の施行日から「移行期間」と定められた5年間（平成25年11月30日まで）の内に必要な手続きを行い、新法人へ移行しなければなりません。

公益法人制度改革の概要

これまでの公益法人制度では、主務官庁の裁量による設立許可主義が採用されており、公益性の判断が不明確であるとか、「公益法人」なのに営利法人類似の活動を行っている法人がある等の批判がなされてきました。そこで、これらの諸問題に対処するために、従来の主務官庁による設立許可制度が抜本的に見直され、①まずは登記のみで設立が可能な一般法人となって、②統いて、民間の有識者からなる審議会の判断に基づく公益認定を受けて公益法人となるという二階建ての構造となり、法人の設立と公益性の判断を分離した制度に変わりました。

現行の公益法人は、移行期間内は、特例民法法人として存続します。その間に公益または一般法人への移行の手続きが必要となり、仮に、移行期間終了までに申請をしなかったり、申請をしても認定または認可が得られなかった法人は、解散しなければなりません。

公益法人と一般法人の違い

公益法人は、公益認定後も公益認定基準を遵守し、事業を実施していく必要がありますが、

公益事業として認定された事業は、非課税となるなどの優遇措置があります。

一方、一般法人は、法人の自主的な運営が可能ですが、行政の監督は原則ありませんが、原則全収入課税

(会費も寄付金も助成金も課税対象)となります。

公益法人になるための課題

山林協会は公益法人を目指していると伺っていますので、公益認定に向けての課題のうち、主なものを紹介します。

①目的と事業

まずは、法人が行う事業についてのチェックです。公益目的事業は「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものをいう」と定義されていますから、最初に「別表各号」の事業に該当するかどうか、そしてその事業が不特定多数の者の利益向上に寄与しているかどうかが、チェックポイントの出発点となります。「別表各号」には、全部で22の事業が記載されており、「国土の保全」等が含まれています。

設立当初は公益目的であっても、時代の推移とともに社会環境が変わり、現在では社会通念上公益目的とは考えにくい事業があるかもしれません。また、特定グループの構成員相互の親睦を主たる目的とするものは、「不特定多数の者の利益向上」とは認められません。

②組織設計

次に、法人のルールを決める組織の設計ですが、新制度においては、各種機関の設置、役員の職務権限や責任に関する事項が法律に定められ

ており、それに適合した法人運営を行っていかなければなりません。

これまでと大きく変わった点は、理事会において認められていた委任状による代理出席が認められず、理事本人の出席が必要となったことです。

③会計基準

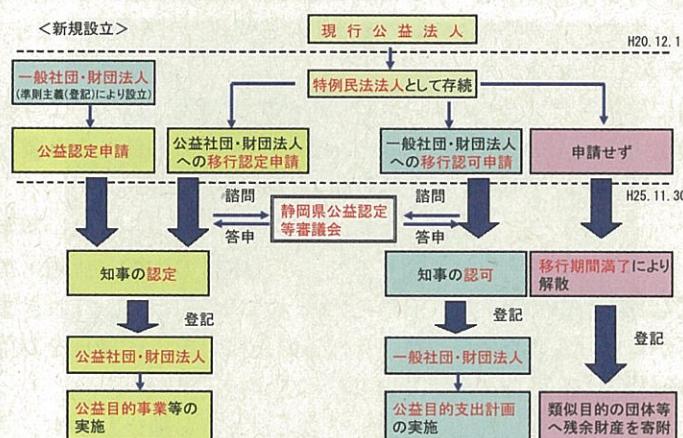
会計に関する公益認定基準には、「収支相償」、「公益目的事業比率50%以上」及び「遊休財産の保有制限」の3つがあります。

公益目的事業は、原則収支が均衡するよう（収支トントン）に設計し、全体支出の半分以上を公益目的事業が占め、さらに、特に用途が定まっている財産が一年分の公益目的事業相当額を超えてはいけないという煩雑なものです。

これらの説明資料となる会計帳簿がとても重要な役割を果たし、法人の経理能力が求められることは言うまでもありません。

おわりに

山林協会は、今年度中の公益認定の申請に向け、既に事業区分の再編、会計の見直しを完了させるなど、順調に準備が進んでいると思います。今後は、組織の設計、定款変更の案の作成、決議などの課題がありますが、今回の制度改革に対応し、山林協会が様々な公益目的事業を実施することで、引き続き、県土の保全と山村の振興に寄与していくことを期待します。



	特例民法法人 (従来の公益法人)	公益法人	一般法人	
			非営利型	営利型
事業等	適法であれば制限なし。ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。	公益目的事業費率を50/100以上にしなければならないなど公益認定基準を遵守し事業を実施することが必要。	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。	それ以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。
監督等	従来の主務官庁により監督が行われる。	審議会の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。	原則、法人の自主的な運営が可能。	
課税所得の範囲	収益事業により生じた所得に対して課税。(ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税)。	収益事業により生じた所得に対して課税。	収益事業により生じた所得に対して課税。	すべての所得に対して課税。
法人税率	22%	30%	(所得金額年800万円以下の額までは22%)	

▲【表】公益法人と一般法人の違い

県 庁 だより②

新しくなった林業振興課と経済産業振興ビジョン(仮称)の策定 ～県産材の一層の利用拡大に向けて～

県経済産業部 農林業局 林業振興課

県の組織見直しにより、この4月から再編された林業振興課からは、現在推し進めていく施策の新ビジョンのポイント8項目を紹介していただきました。

新年度を迎えるにあたって、県庁の組織が見直されました。ここ林業振興課にあっては、これまでの経営、生産の二スタッフが、新たに林業振興、県産材利用の二班に再編されました。

林業振興班は、旧経営スタッフの業務内容に加え、普及業務と特用林産等に関する業務を新たに担当することとなり、担い手、技術者、林業事業体の経営の一体的な強化を目指します。

県産材利用班は、旧生産スタッフの業務を中心として、これまで森林整備室で実施していた間伐材の搬出関連業務を担当することになりました。また、当班では、本年度から住宅メーカーとの連携強化や公共事業への積極的な利用拡大を通じて、より一層の県産材利用拡大を目指します。

さて、このような施策を進めるにあたって、拠り所となるのが、現在、策定作業を進めている「経済産業振興ビジョン(仮称)」の林業編(新ビジョン)です。

新ビジョンを進めるにあたってポイントとなるのは、次の8点です。

生産に適した森林の選択と施策の重点化

戦後、植林された県内の森林の大部分は、利用できる大きさにまで充実しています。しかしながら、このような森林資源を有効利用するには、輸入材や他県産材との競争を勝ち抜く供給力を持っているとともに、価格が手ごろでなければいけません。このため、林道から比較的近い森林での木材生産に対し重点的に支援するなど、木材生産を担う森林にメリハリをつけます。

ばかりでなく、県外の大規模需要者にも供給します。また、LVLやボード類など、これまで県産材が使われてこなかった製品への供給の道を拓きます。

直送方式など新たな流通ルートの構築

大規模需要者に県産材を安定供給するには、従来の市売りによる取引では、定時・定量の流通が確保できません。このため、取引量、価格、納期において協定を結ぶなど、山土場から需要者へ直接、木材を流通させる新たな流通ルートを構築します。

林業から住宅産業までの全体の最適化による山側への還元

県産材の一層の利用拡大には、安定供給体制と、これにきちんと応える消費体制を結び付けることが重要です。このことにより、山側の安定供給が促進されるばかりでなく、安定的な取引をベースとした資金の山側への還元により、積極的な森林経営が可能となります。

森林組合等林業事業体の技術者の養成と木材加工体制の再編

県産材の安定供給には、林業・木材産業を担う事業者が経営感覚を身に付けることが重要です。山側の林業事業体では、高密路網による機械化システムの実践や長期的な施業を受託できる技術者を養成します。また一方、製材業者などの需要者側では、品質・性能が確かな木材加工のノウハウの習得、地域ぐるみの効果的な供給体制づくりを目的とした得意分野を活かした工場間のネットワーク化などを促進します。

本年度の林業振興課は以上のような体制と、新ビジョンの方針により業務に取り組んでいきます。

なお、新ビジョンについては、本年度中に公表し、木材の生産・流通・加工のそれぞれで実施に移していきます。皆様方の忌憚のない御意見をお待ちしております。

本年度もよろしくお願いします。

集約化、長期施業受委託の推進による所有と経営の分離

森林所有者の95%が5ha以下の小規模な所有であり、大きなロットで森林施業が進まない原因の一つとなっています。このため、木材生産を担う森林での施業の集約化を一層進めるとともに、森林組合等の林業事業体が長期的に施業を受託するなど、目標とする森林の将来像を共有し、木材生産の低コスト化と計画化を進めます。

新たな生産方法の導入

木材生産の生産性向上には、複数の作業を効率的に実施できる高性能林業機械を効果的に使うことが重要になります。このため、林業先進国といわれるヨーロッパの作業システムを改良するなど、静岡県の地形や樹種に適した高密路網による機械化システムを確立します。

A材だけでなく、B~D材をすべて利用

世界的な木材需給がタイトになりつつあり、合板やチップの原材料として国産材が注目されています。高密路網による機械化システムで全幹集材して、これまで森林内に放置されてきた曲がった材などを搬出することで、合板やチップの原材料、燃料として利用します。

合板工場など新たな販売先の開拓

生産に適した森林からは、毎年45万立方メートルの県産材が供給可能です。これを無駄なく利用するには、合板工場や大手住宅メーカーなど、県内

ナラ枯れ被害を県内に拡げないために

森林育成科 加藤 徹

ミズナラやコナラなどの健全な木が、夏に突然枯れてしまうというナラ枯れ被害が全国各地で発生しているようです。今回は、その静岡県での状況を調査した結果などを紹介していただきました。

ナラ枯れ被害とカシノナガキクイムシ

ナラ枯れ被害は正式にはブナ科樹木萎凋病と呼ばれる病気で、ブナ科の中でもミズナラやコナラなどのナラ類やカシ類が枯れてしまう現象です。実際に木を枯らしてしまうのはラファエレア菌（通称ナラ菌）というカビの仲間です。そして、この病原菌をカシノナガキクイムシ（通称カシナガ、図1）という体長5mm程度の小さな甲虫が媒介します。この関係は、松くい虫被害における、木を枯らすマツノザイセンチュウとそれを運ぶマツノマダラカミキリの関係に似ています。

ナラ枯れはナラ類が集団で枯死してしまうため、生態系や景観、シイタケ原木の生産などへの影響が懸念されます。



▲図1 カシノナガキクイムシとそれが穿孔したコナラ。根元の白いものは穿孔したカシナガが排出した木屑（フラス）

国内における被害の拡大

ナラ枯れ被害は、かつては日本海側や九州のごく一部で見られる現象でし

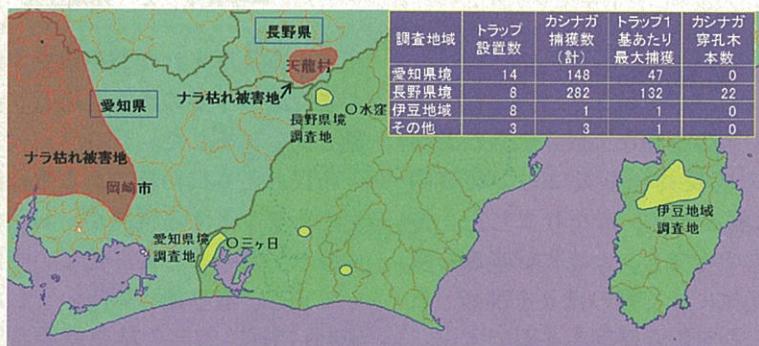
ところが、2009年になると旧水窪町と愛知県境付近の浜松市北区の旧三ヶ日町で多数のカシナガが捕獲されるようになりました（図2）。そして、カシナガが穿孔している木も旧水窪町で22本が見つかりました。ただ、幸いなことにまだ穿孔数が少なくそれらの木は枯れていません。

2009年は被害が特に拡大したことが各地で報告されています。長野県南部や愛知県も拡大したということでした。県内で捕獲されたカシナガは、多分これらの隣県で大量に発生したものが飛来してきたのでしょう。そのため、被害発生地から遠くなるほど捕獲される数が減っていきました。

一方、被害地から飛んでくることが考えられない伊豆地域でも、1頭だけカシナガが捕獲されました。このことは、元々カシナガが県内に生息していることを示していると思われます。伊豆のカシナガがなぜ被害をおこさないのか、その理由は興味深く今後探求していく必要があります。

今後の予定

2009年にカシナガが多数捕獲されるようになったのは、その年だけの現象なのか、それとも今後も多数が飛来するのか、継続調査を行って確かめていく予定です。しかし、いずれはもっと多数のカシナガが飛来し、枯死木も出てくることが予想されます。ナラ枯れは被害が激しくなると全く手の施しようがないので、できるだけ初期に被害を見つけて防除する必要があります。このため、今後は、ナラ枯れの危険予測地図を作成し監視を強化するとともに、初期防除に適した防除方法の確立を目指した研究を進めます。



▲図2 近県のナラ枯れ被害地域と2009年のモニタリング調査の結果

本部情報

山奥でひっそりと私たちを守る治山施設

本県の森林は、静岡・糸魚川線や中央構造線などが多数走って地質は脆弱で、また、概して急傾斜で、かつ、降水量が全国平均の1.4倍と多いため、山地災害発生の危険度が高い自然条件下にあると言えます。

加えて1940から1950年代の戦中、戦後の混乱期には、人手と物資の不足から森林の未整備と過度の伐採を余儀なくされたことから、1958年の狩野川台風では山崩れが多数発生して、死傷者1,900名余、家屋全半壊・流失1,800戸余の大災害に見舞われました。

これらを背景に、県は1960年制定の治山治水緊急措置法に基づいて、山崩れ発生要因となる縦横浸食の著しい渓流を中心に治山事業を計画的に進めてきた結果、現在では、1万基を超える治山ダムや護岸工等の治山施設が設置されました。

そして、1988年には、降雨期前に県下一斉に治山施設の機能を調査する「治山パトロール」を全国に先駆けて制度化し、治山施設の適正管理に努めることとしました。

今回、協会は、県下14市町に亘る105渓流、777施設の機能調査を県から受託して、治山経験の豊富な技術嘱託員8名が延べ60日間かけて調査しました。

この調査には、予め施設管理図での位置を確認するものの、山奥の現地に確実に辿り着くためには、長年の経験で培った土地勘が頼りになります。

事務局だより

★寒さや雨の不順な天候が続き、お茶や野菜の成長具合を気にしている内に、「風薫る五月」になりました。忙しい日常の中でも、たまには歩みを緩めて、元気に泳ぐ鯉のぼりを眺め、新茶を楽しむ贅沢な時間も必要です。

★磐田市長様には、歴史も、文化も、

また、渓流から山腹急斜面へ迂回して治山ダムの乗り越えを繰り返す強靭な足腰、滑り易い転石や渕を克服して渓流を踏破する技術、そして、野生生物との遭遇等の不測事態に的確、冷静に対処できる知識と勇気が必要です。

更に、堤銘板に記された施工年度などを読み取るために、高さ4、5mの天端から中空に身を乗り出すバランス感覚に優れ、頭上から流れ落ちる水飛沫を浴びながらダムの根元の洗堀深を測ったり、見取り図や写真撮影をした上で、その復旧工法を所見する高度な技術が必要となります。



▲写真1 谷止工：洗堀の状況



▲写真2 左岸袖部の状況

今回の調査では、緊急性の低い洗堀や一部損壊などが約1割の施設に見られましたが、総じて、治山施設は周囲の森林にうまく溶け込んで山脚を固定して、力強く所期の機能を果たしており、改めて、山奥の人もめったに訪れない渓流にひっそりと佇む治山施設の働きがあってこそ、私たちは下流域で安心して暮らしていることが判りました。

協会は、この様な調査にも、持てる技術を便宜供与して、今後も、森林の保全に寄与して参ります。

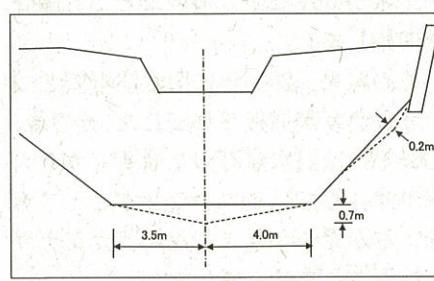
調査にあたった嘱託員の皆様、事故が無くて何よりでした。お疲れ様でした。



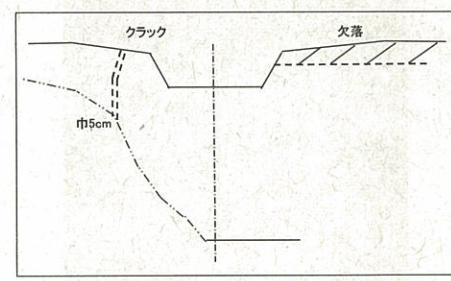
▲写真3 谷止工：左岸袖上部の欠落状況



▲写真4 右岸袖クラックの状況



▲写真1・2 見取り図



▲写真3・4 見取り図

産業もある恵まれた磐田市ですが、まだ磨き甲斐のある「原石」とのお話を伺いました。

市民とともに、魅力ある市に創り上げて行こうとする情熱が、お話の折々に溢れておりました。忙しい時間を割いて頂き、有り難う御座いました。

★4月19日、27名の林業就業希望者を対象に「就業支援講習」を開始しまし

た。快く講師を引き受けた皆さん、有り難う御座います。

また、4月22日には、協会支部及び農林事務所等の連絡会議を開催しました。今後も協会運営へのご協力、ご指導をお願い致します。 (小松)

「森と人」 社団法人 静岡県山林協会
静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9F
編集・発行 TEL:054-255-4488/FAX:054-255-4489